

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本方針

(平成30年11月16日制定)

兵庫県警察信用組合（以下「当組合」といいます。）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」といいます。）防止の重要性を認識し、以下の基本方針のとおり、管理態勢を構築してまいります。

1 組織態勢

当組合は、統合的リスク管理担当理事をマネー・ローンダリング等対策責任者とし、総務部をマネー・ローンダリング等防止の業務管理部署とし、各部門との連携強化を図り、マネー・ローンダリング等対策に取り組みます。

2 リスクベース・アプローチ

当組合は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当組合が直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3 本人確認及び顧客管理措置

当組合は、取引時確認（本人確認）を確実に実施し、適切な顧客管理を行います。また、顧客取引記録に対する定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。

4 疑わしい取引の届出

当組合は、営業部門からの報告、システムによるモニタリング・フィルタリング等で検知した疑わしい取引等については迅速な調査を実施するなど適切に処理し、当局に速やかに届出を行う態勢を構築します。

5 役職員の研修

当組合は、継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダリング等に対する知識・理解を深め、職務に応じた専門性・適合性等を有する職員の育成に努めます。

6 遵守状況の監査

当組合は、マネー・ローンダリング等防止態勢について、監査部門による定期的な監査を実施し、その結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。